

○市立富良野図書館設置条例施行規則

平成19年3月28日教育委員会規則第9号

改正

平成21年4月22日教委規則第3号

平成24年12月26日教委規則第7号

平成28年3月28日教委規則第6号

市立富良野図書館設置条例施行規則

市立富良野図書館条例施行規則（平成3年教育委員会規則第3号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この規則は、市立富良野図書館設置条例（平成19年条例第12号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めることを目的とする。

（館内利用）

第2条 図書は、公開書架によって自由に検索することができる。

2 閲覧済みの図書は、元の書架に返さなければならない。

3 閲覧者は、所定の学習機で閲覧するものとし、音読、談笑、喫煙又はその他、他人に迷惑をおよぼすような行為をしてはならない。

（館外利用者の範囲）

第3条 図書の貸出しを受ける者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

（1）市内に住所を有する者

（2）市内に住所を有しないが、市内に所在する学校に通学又は事業所に勤務する者

（3）市の近隣に住所を有する者で、図書貸出し期間内に返却が可能と認められる者

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会（以下「委員会」という。）が特に認めた者は貸出しを受けることができる。

（図書の利用者カード）

第4条 図書の貸出しを受けようとする者は、身分証明書等本人であることを確認できるものを提示し、図書館外貸出申込書（別記第1号様式）を提出し、利用者カード（別記第2号様式）の交付を受けなければならない。ただし、館長が特に認めた者についてはこの限りでない。

2 利用者カードを紛失又は窃取されたときは、直ちに届け出て再交付を請求しなければならない。

3 利用者カードの交付を受けた者が氏名又は住所を変更したときは、直ちにその旨を届け出なければならない。

（貸出し冊数と貸出し期間）

第5条 貸出し図書は、原則として1人10冊以内とする。ただし、委員会が貴重図書と認めるもの及び辞書類は、貸出しを許可しない。

2 図書の貸出し期間は、15日以内とし、返却期日が休館日にあたるときは、その翌日を返却日とする。

3 貸出し期間満了後、同一図書をさらに継続して貸出しを受けようとするときは、一旦返却の上、再度貸出しの手続をするものとする。ただし、その図書について、すでに優先申込みがあった場合は、これを認めないことができる。

（寄贈図書）

第6条 図書の寄贈を受けたときは、寄贈図書台帳（別記第3号様式）に記載する。

（施設の使用）

第7条 図書館の施設を使用する者は、使用申請書（別記第4号様式）を提出し、あらかじめ委員会の許可を得なければならない。

（使用者の遵守事項）

第8条 図書館の利用者は、条例に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない

ない。

- (1) 施設内に危険物又は動物（盲導犬、介助犬及び聴導犬を除く。）を持ち込まないこと。
- (2) 所定の場所以外での喫煙又は火気は使用しないこと。
- (3) 他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (4) 施設又は備品の取扱いを適切に行うこと。
- (5) その他図書館の管理運営上不適切な行為をしないこと。

（委任）

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成19年5月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の市立富良野図書館条例施行規則第17条の規定により、利用者カードの交付を受けた者は、改正後の市立富良野図書館設置条例施行規則第4条第1項の規定による利用者カードの交付を受けたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の市立富良野図書館条例施行規則第28条の規定により、使用申請の承認を受けた者は、改正後の市立富良野図書館設置条例施行規則第7条第1項の規定による許可を受けているものとみなす。

附 則（平成21年4月22日教委規則第3号）

この規則は、平成21年5月1日から施行する。

附 則（平成24年12月26日教委規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月28日教委規則第6号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。